

速報 れんごう札幌

連合北海道札幌地区連合会

2011年12月16日発 第54号発行責任者 平野博宣 011-210-0505 Fax011-210-0606

札幌市公契約条例を成立させよう

建設・ビルメン業界団体は強く反対を表明！

～ 市民・労働者からの「声」がどれだけ届くかがキーポイント～

札幌市は、11月21日に市議会財政市民委員会に公契約条例素案を提出した後、22日から本条例案に対する市民意見を12月21日まで募集しています。報道等によれば、これまで札幌市への問合せは事業者・事業団体などからが多く市民意見はさほど寄せられていないとされています。特に、北海道ビルメンテナンス協会は11月28日に札幌市に対して同素案に対する公開質問状を提出し強く反対をしています。しかし、この反対は、入札価格の低

他力本願に過ぎる業界の姿勢

さや、条例適用業務で道庁の清掃業務に勤務した者と札幌市役所の清掃業務に勤務した者では賃金が異なるのは困る、という自らの事業管理上の課題を理由にしています。自らの課題を他力に頼る姿勢が強く、この様な会社に働く労働者こそ条例で救済されなければなりません。上田市長は、12月6日

市長：入札改善は来年度当初からを明言

の市議会第4回定例会市議会代表質問で、入札における最低制限価格は12年度当初事業から引き上げを検討するとし、作業報酬は公労使による外部審議会で決めたいとしています。今後、同条例案は新年

札幌市公契約条例成立への声を出そう！

度第1回定例会市議会で審議されます。それまでに多くの市民・労働者からの成立を求める声を届けることが必要です。全市民・労働者の声を届けよう！

札幌市公契約条例（素案）の概要

【公契約の対象契約】

- ・ 工事請負契約 予定価格5億円以上
（プラント工事は2億円以上）
- ・ 業務委託契約 予定価格1,000万円以上
（清掃、警備業務に該当する契約）
- ・ 指定管理者

【労働者の範囲】

- ・ 労働基準法第9条に規定する労働者
- ・ 「一人親方」

【賃金】

- ・ 工事請負契約 公共工事設計労務単価参照
- ・ 業務委託契約 建築保全業務労務単価参照
- ・ 指定管理者 市の現業職員の初任給参照
- ・ 外部審議会で協議

【条例の実効性の確保】

- ・ 事業者からの賃金等に関する報告書の提出
- ・ 市が賃金不払いについて労働者からの申出受付
- ・ 市による賃金払状況等の事業者調査とは正勤告
- ・ 条例違反の場合の市による事業者名公表・契約解除・参加停止措置が可能。

札幌市公契約条例へのパブリックコメント提出方法

素案の名称	問い合わせ先 素案配布場所
(仮称)札幌市公契約条例素案	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目財政局管財部契約管理課(札幌市役所本庁舎14階) 電話:011-211-2152 FAX:011-218-5146 E-mail: koukeiyaku@city.sapporo.jp
期間 11月22日～12月21日	・各区役所総務企及び各まちづくりセンターでも配布

札幌市ホームページから意見を応募できます。また、上記配布場所で応募用紙・条例案を配布しています。次のページの用紙に書き込んで送付していただいても受付されます。多くの意見を出して成立させよう！

(様式)

(仮称) 札幌市公契約条例素案 意見用紙

あて先：札幌市財政局管財部契約管理課 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 (市役所本庁舎 14 階) ファクス : 011-218-5146 電子メール : koukeiyaku@city.sapporo.jp	
お名前： <small>(法人又は団体の場合は、名称及び代表の方のお名前)</small>	年齢： 歳
ご住所： <small>(法人又は団体の場合は、主たる事務所の所在地)</small>	
ご意見： <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

※欄が足りない場合は、この様式をコピーしてお使いください。
※お名前・ご住所等は集計以外の目的に用いることはありません。札幌市個人情報保護条例の規定に従って適正に取り扱います。